

[事案 2024-355] 新契約取消請求

・令和8年1月30日 裁定終了

<事案の概要>

募集人の説明不足を理由に、契約の取消しを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

令和2年3月に契約した個人年金保険（契約①）および令和4年8月に契約した個人年金保険（契約②）について、以下の理由により、契約①②を取り消して既払込保険料を返還してほしい。

- (1) 募集人から、契約①②の内容について十分な説明がなかった。募集人は、「損をすることはない」との説明をしており、契約①についていつ解約をしても損をしない保険であると考えた。契約②についても、契約①と同様に損をしない保険であると考えた。各契約の申込みに同席した母も、募集人から解約返還金額等にかかる説明はなかったと言っている。
- (2) 申込当時、注意喚起情報を用いた説明はなかった。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人は、いずれの募集の際も、申立人に対し設計書を交付し、それをもとに、途中で解約された場合には払込保険料累計額より低い解約返還金しか支払われないこと等を、設計書記載の解約返還金の推移を用いて説明した。
- (2) 契約①②の申込みは、タブレットを利用して行われており、申込手続の際に重要事項（注意喚起情報）の画面が表示される。募集人は、申立人と一緒に画面を見ながらその内容を読み上げて説明し、申立人には、「OK」の個所をクリックしてもらっている。
- (3) 申立人は、当社への苦情申出時、契約①②を途中で解約するつもりがなかったと述べており、将来年金を受け取ることと考えて加入し、途中で解約した場合の解約返還金が払込保険料累計額を下回ることは重視していなかったものと思われる。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約締結時の状況等を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の請求は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。